

が絶対条件  
全員の同意  
更に権利者  
地利用の変  
あれば、土  
の入会地で  
地区入会民  
土地は平野  
や書物によ  
と、東電  
入会地です  
の会地です  
あれば、土  
地利用の変  
更に権利者  
全員の同意  
が絶対条件  
なのに、反

# 「やっ」と認められたら5年間の主張

## 東京高裁・交流プラザ建設用地の約7割に『入会権』を認定

東京高等裁判所は、さる1月31日の判決で「山中湖村は、前村長に対し損害賠償を請求せよ」との請求は棄却しましたが、最も争点であった、村が交流プラザ建設着工の前提にした「東電土地に入会権は元々ない」「東電に売買した時に消滅した」という村の主張や甲府地裁の判断をくつがえし、建設用地の約7割に平野地区入会民の「入会権」が存在することを認定しました。

この判決により、樋口の言動が「在りもしない入会権を振りかざし、村を混乱させている」「何でも反対するヨソ者」という宣伝が偽りであり、工事着工は強引で違法であることが明らかとなりました。



### 訴訟へのきつかけと樋口への圧力

平成11.10.11に「東電土地使用について」の議題で行われた平野区臨時総会に出席しました。

当時は村に買い上げてもらい、体育館や野球場などのスポーツ施設を建設するという計画でしたが、議長の天野千代治氏(新村長の義父)は、賛成、反対の激論がありながら、樋口に退場しろなどと強引な議事運営で混乱のまま閉会しました。

対意見を封殺して多額な税金を使う土木公共事業は権利侵害となり、違法なものに公金を支出することになると住民監査請求をしました。

しかし、監査員は請求を棄却し、やむを得ず行政訴訟に踏み切りました。

### 【入会権(いりあいけん)】ってどういう権利?

「注釈民法」によれば「入会権」とは、「村落共同体がその土地(入会地)に対して総的に支配する慣習上の物権である。〔法学博士:川島武宣と定義されています。〕	
権利の内容と特徴	今回認定された東電土地に当てはめると
入会地を管理し使用する権利である(使用目的に制限はない)	平野入会民は、東電土地(入会地)を管理し使用収益する権利が今もある
土地所有者の利用さえ排除することができる権利である	山中湖村(土地所有者)は、平野入会民全員の同意がなければ自ら利用できない
憲法29条で保証された私有財産権である(誰も侵すことができない)	平野入会民の同意なく事業を進めることは、財産侵害に当たる
土地所有者が何人変わっても、なんら影響されない権利である	入会権は、江戸時代からのもので、土地所有者が変わっても(東電→山中湖村)影響されない
使用目的の変更や権利の処分には、権利者全員の同意が必要である	この権利は、平野入会民全員が一致して権利放棄の手続きをしない限り存続する

樋口は、交流プラザに反対・賛成以前の住民の権利と法的問題を正しているのです。その後、「裁判を取り下げる」とか「誰がアンタに入会権を守ってくれといつた?言ってみろ!」と、天野凱弘議員が議会や区会で大騒ぎをしました。

長田孝司区長も「有史以来、入会慣行も入会権の主張も為されたことがないことは明々白々」との、明らかな虚偽文言を新聞に折込み、果ては「樋口家を平野区民から除名」して圧力をかけ、善良な平野住民や村民を扇動して自己正当化をしたのが実情です。

裁判所が入会権が認定された以上、高村朝次前村長や天野凱弘氏たちは、今までの言動に対する村民への釈明責任を果たすべきです。

### 勇気ある証言と動かぬ証拠資料

今回の裁判では、樋口は膨大な証拠資料や証言(陳述書)を提出しています。

一方、山中湖村側では、裁判の中で、平野入会組合長である天野千代治氏が「東電土地は入会地ではない」旨を裁判所に提出しました。

さらに「今回東京電力から購入した土地には、主張するような入会権なるものは全く存在しません。(中略)裁判を利用して、村の事業計画の遂行を徒らに妨害しているだけ」などと述べ、さらに利用実態についても事実と異なる陳述をしています。

ところが、70歳代から90歳代の多数のご婦人方は、東電買収時の約束や、東電土地は春に一番早く青草が生える場所、平野地区の家では、馬をつないだり、朝早くから草を刈って馬の餌や畑の緑肥に使ったと、自分達の苦勞の実体験を具体的に証言しました。

そのことは、山中湖村が発行した「山中湖村史(第3巻)」の648頁と663頁に明記

高裁の判決文を精読し、法律の専門家の方々の意見を交え、裁判の当事者と同時に議員の立場もありますので、「工事中の交流プラザ用地の7割(野外ステージの位置も含まれる)に入会権が認定された以上、工事続行は入会民の私有財産を侵害する違法行為であり、賠償請求や工事請負人との関係などで村財政に多大な損失が懸念される。即刻工事を停止し、別に入会民が妨害排除を求めている裁判の結論が出るまで、事業を中断するよう勧告。なおも続行すれば、新村長の責任が発生します」との趣旨の警告書を送付しました。

それに対し新村長は、「入会権がある」との判断は遺憾であり、納得できない。工事は粛々と進める」とのコメントを出しています(山梨日日新聞H17.2.5)。

### 今後はどうなる?

高等裁判所が入会権を認めたことは、現在および将来に亘って平野入会民が、あの土地を管理・使用(使用収益)する権利が法定されたものです。従って、まず入会権利者に今後の決定権が、ゆだねられる形になります。但し、自ら「入会権がない」と言明した、天野千代治氏や天野凱弘氏および当時の区の役員達は「自ら権利を放棄した」とこととなります。(法律家の一致した見解)

現在、入会権利者による東電土地への妨害排除請求が高等裁判所で争われています。経緯は、最初に山中湖村がその権利者に対し、一家7人が唯一の生計の糧として過去70年以上も経営している養魚場を、その用地を山中湖村が買ったから直ちに明けわたせという裁判を起こしました。

村はとりたてての利用予定もなく、近隣の他の土地は駐車場に使わせています。そこで、一家の生活権を脅かされた権利者は、対抗処置として反訴にでたのが妨害排除(権利保全)です。この裁判は、当時の村長に反抗したことへの見せしめとも思える信じがたい行為です。

「お前は俺に従え!」俺は裁判の認定に従わない!」などということが、山中湖村、だけ許されるべきではありません。

な鉄骨の建物がそびえたっています。

平野部落の活性化、山中湖村活性の起爆剤だと言います。果たして本当でしょうか? 都留市の「うぐいすホール」も富士河口湖町の「ステラシアター」も深刻な赤字経営に悩んでいると聞きます。

にもかかわらず、寒冷地である当地の野外劇場と野天の観客席に、一年を通してどのくらいの集客が見込まれるというのでしょうか。

それに、サッカー場だテニスの大会場だといっていますが、関係方面への許可申請図面には、そのような施設は一切存在していません。

高裁の判決により、事業の前提条件が根本から変わったのですから、今からでも決して遅くありません。

目を覚まして、村民一同、真面目に真

村議ひぐちの議員活動  
**定例報告会**  
どうなる? 交流プラザ

お気軽にご参加ください

- 2月20日(日)夜7:00から
- 山中公民館(山中郵便局の奥)

お知らせ 限られた紙面のため、ホームページを用意しました。今回の東京高裁判決の全文や入会地図面、提出書類など今号に述べている記事の資料を掲載しました。かわらばんバックナンバーもご覧いただけます。http://kawaraban.typepad.jp/